

シリーズ◇◆『藻汐草』を読む◇(3)

阿部 安成

報謝する発信

——国立療養所大島青松園関係史料の保存と公開と活用にむけて——

シリーズ『藻汐草』を読む(1)「創始する発信」滋賀大学
経済学部 Working Paper Series No.205、2013年12月。

シリーズ『藻汐草』を読む(2)「継続する発信」同前 No.217、
2014年8月。



国立療養所大島青松園の自治会が管理する逐次
刊行物『藻汐草』の合本製本版では、第3号のつ
ぎに、「特別感謝号」が綴じられている（目次で
は「感謝特別号」）。第3号と特別感謝号の表表紙^{おもて}
紙の違いは、特別号名と発行年月だけで、それら
以外は、「常務委員会印」の印影も藻汐草社の表
示も同じ。この特別号は、1933年3月30日の発
行となった（表表紙には「昭和八年参月発行」と
印字）。ページ数は通常号よりも少ない。編集兼
発行人は、野島泰治。これも既刊号同様に非売品
である。

巻頭稿「感謝号の辞」は、宗内敏男の執筆。彼
の名は、のちにみるとおり、本誌第2巻第3号の
編集兼発行人として奥付に登場する。本号発行の
目的である特別な感謝とは、さきの内帑金にくわ
え、「癩患者を慰めて」の兼題のもとで詠まれた
歌への気持ちなのだと言き、皇太后の「大御心」

に対して、「粉骨碎身以て癩の予防救護に尽瘁し、
一日も速くこの悲惨なる悪疫を根絶」することな
のだと掲げられた。貞明皇太后貞子たちの詠んだ
御歌への特別な感謝号の発行である。

巻頭稿のページをめくると、「只今野島医務係
長が御歌を奉詠せんとして居るところ」の「皇太
后陛下御歌伝達式場」の写真が掲載された。映像
技術がこのときすでに整っていれば、これはまさ
にlive動画となっていたはずだ。キャプションに
よると、それは1933年1月10日の「会館」での
ようすだった。写真にはまた、「会衆は保養せる
方々です」との断りも記されている。それは特記
すべき事項なのか。ちなみに現在の『広辞苑』(第6
版)では、「保養」は「心身を休ませて健康を保
ち活力を養うこと」、「療養」とは「病気をなおす
ため、治療し養生すること」をいう。1993年当
時もこうした違いがあったとしたら、まるで御歌
をまえにして療養者たちはただ、身もこころも休
ませて健康のままに活力を養おうとしていること
となってしまう。

写真は檀上にいる野島の後方から、彼のまえに
正座する「会衆」のいる会場を写している。会場
に張りめぐらされた万国旗もみえる。

◆

本号誌面の扉となるページに「昭和七年十一月十日／大宮御所御歌会御兼題詠歌写／癩患者を慰めて」と記され、ついで、皇太后のくだんの歌を始めとする全 55 首の歌が載る。

「かぎりなき恵の光身にうけて／ながくたのしき世をおくらなむ」（宣仁親王妃喜久子）、「いとほるゝ病になやむ人をまづ／なにはおきてもすくひてしかな」（故恒久王妃昌子内親王）、「厭はれし病もいえむ浅からぬ／きみがめぐみのつゆしかゝれば」（故成久王妃房子内親王）、「いたつける人のこゝろもあきらけく輝きそめむおほみめぐみに」（西邑清）といった歌は、まさに「御仁恵」をなす「大御心」の所在を歌い、「ひたぶるに云ひな嘆きそいやすべき／くすしもいでむひらけゆく世は」（稔彦王妃聡子内親王）、「やめる人みよをよるこべ汝を待つよきくすしありうまし島あり」（金子元臣）、「くすしわざ日に日にすゝむ御代なれば心おとすなやみふせる人」（大原重明）、「やむ人もこゝろやすかれ日に月にくすしのわざの進む世なれば」（松平乗統）、「海山をさがしきはめてよき薬とく見いでてよやむひとのために」（津崎文子）は、いま、ないし将来の薬事への期待をうったえ、そうした一方で、「なぐさむる言葉もしばし曇るかなやまひになやむ人にむかひて」（三室戸敬光）や「何をもてなぐさめてまし世の中にうとまれてやむ人のなやみを」（細川利文）は、病者を想起したところで、それへの対処を逡巡したり持て余したりしているようすがうか

がえ、また、さきにみた 1 首「かぎりなき恵の光身にうけて／ながくたのしき世をおくらなむ」にはいくらか能転気な御目出度さが観取され、「心までやむにあらねば人の世を／はかなまずして春を待たなむ」（美年子女王）と「心だにきよく持ちなばなにかあらむしばし病のところにふすとも」（加藤泰通）と「わくら葉も色うつくしく見ゆるかな秋のみ山のみめぐみのつゆ」（落合為誠）は、あくまで療養所を彼岸としてしかみていないさまへの無自覚さをあらわしてしまったようである。

55 首のなかには、「身延山」「身延の山」「長島」「宮古」「瀬戸の大島」「草津」の地名を詠んだ歌がある。沖縄の宮古にはすでに 1931 年 3 月に県立の療養所が設置され、この特別号が発行された 1933 年にはそれが臨時国立へと移行しようとしていたときだった。療養所の具体相を知るものが詠んだか、または、療養所の光景を想像しながら詠まれた歌もそこにはあったのである。

◆

ついでお歴々の寄稿となる——山本達雄内大臣「謹話」、香川県警察部長中村四郎「巻頭の辞」（御歌という「特別な思召」があることで「癩患者たちこそは、他の病人よりは此点だけからみれば寧ろ幸を受けてみると申さねばならぬ）、地方技師香川県衛生課長清水光治「深き感銘」（「祖国を清むる一大使命」との療養者の「覚悟」に「患者の健気」さをみる）、ついで、医務係長医学博士野島泰治の「宮内省訪問記」と「御歌拝受に際して」の 2 稿となる。

後者は、「御歌」をうけたものたちが、それに応じてどのように応ずべきかを説いた稿となっている。医務係長ながらこのとき野島は、所長代理の立場にあった。

まず野島は、療養所をめぐる状況を概観する。「官公立療養所の第一期拡張工事正に完成に近く、私立療養所又逆境の中にも円満なる発達を見せて充分ではないが此処に救済さるゝ癩者五千名を出でんとしてゐる」「今」は、「心ならずも路傍に神社仏閣に敗惨の身を横たへた」「昔」が「夢物語りになるであります」と、1909年、1931年という劃期を経た現時と過去とに大きな断絶をみる。ただし彼にとって、明記すべき今昔の境は、皇太后による内帑金下賜のあった「昭和五年十一月十日」と「癩患者を慰めて」の兼題での歌会が開かれた「昭和七年十一月十日」となる。

この「御歌」をうけて「職員」と「患者」はどのように身を処すべきなのか。まず職員が持つべき「覚悟」が示される。1つに「奉答の誠を致す可き決心で内に省みて恥ずることなき心からの友となること」、2つに「救癩施設の増進、癩の積極的治療法の研究に突進す可き」だという。とりわけ第2点については、「癩を不治としてあきらめるには余りに先人の努力が足りない様に思はれる」とまでの覚悟を肝に銘じよと説かれた。



患者にむかっては、「病者の分を守ると云ふことに尽きるであらう」と指示された。ただしそうはいつでも、「色々の意味があるであります」と

とわかっているのだとみずからのべたうえで、それは、

平く云つて見れば、若きものは老人を敬ひ、軽症者は重症者を助け、眼の見える人は盲目の人を助け慰はり、所則を守り平和なる生活、明るき生活に向つて邁進することあります。

ということなのだ。ここでは、相互扶助による療養者の平準化が目指されている。年齢の差によるひととしての成熟度や、症状の軽重による生活のどあいや、心身の備わりようにより、不ぐあいを相互の交渉によって整え、秩序と平和と明朗とを療養所内に充填させようとの企図である。

野島はここに、「文芸に宗教に運動や娯楽、作業、修養等の各方面」をあげ、「病気の静養と云ふことの他に積極的に為すべき多くの仕事がある」と提示し、くわえて、「或はお互の向上発展のため他の療養所との交信、或は療養所外の同病者救済に寄与するのもよいであります」と、外部との交流までも勧めたのである。さらに野島は、「勿論患者としての本分を越えざる範囲内に於てはあります」「切に自覚自重を望んで止まない次第であります」とくりかえされる制限をつけたうえで、「特に近來の時勢は対癩問題の解決に際しては、間接的に患者諸君の部分的関与をさえ要求してゐるのであります」と、「間接的に」「部分的」「切に自覚自重を望んで止まない」とこれまたいくつもの留保をつけながらも、これは大島における療養者の自治活動をもとりあげ、それにいくらかの理解を示したといえる言述をしたので

ある。このとき所長代理の立場にあった野島は、あらかじめのべておくと、所長になってからもこの方針をおおよそ維持したといつてよい。

それはともかくも、大島ではしかも、すでに「御皇室中心主義『愛と汗』の修養団精神の発揮」もみられると、野島は指摘している。ここにいう修養団とは、1931年11月3日に大島支部の発会式がおこなわれ、「この大島にも已に移つし植ゑられた」心身の修養を目的とする活動をおこなう団体である¹。

さて、原本をみると、この稿には書き込みがある。最後の1行となる「簡単ではありますが御静養中の小林所長殿に代り御歌拝受の言葉を述べた次第であります。」の上部余白に、「行トル」とみえる。いま大島にある合本製本版『藻汐草』にはいくつもの書き込みがあり、その1つがこうした本文の、しかも野島執筆稿への痕跡である。おそらくこれは、野島本人によるとみられる。合本製本のまえなのかあとなのか、書き込み時点が不明ながらも、この『藻汐草』原本はいつのときにか、野島が閲覧できたものだったと推測できる。



特別号巻頭におかれた要職者たちの寄稿は、大島療養所庶務係長乙竹次郎の「み歌にこたへ奉り

て」で終わる。御歌にどのように応じるか、報いるかは、「おのが志し賦与せられたるなり」と一人ひとりの責務となった、と乙竹はいう。これはべつにいえば、御歌を介して、職員も患者も「ひに清く、正しく、明く精進」するものへと自己を成りたたせてゆけ、との呼号なのである。

さすが庶務係長は、所長代理の医務係長の言葉をうけて、

又患者も患者としての分を守り、よこしまなる道に迷ふことなく、療養これ専念もつて常に和合靄靄、しかしておのおの御国のために仕へ奉らむこそ、せめてもの御答ならさらむか。

と、病者あるいは患者の「分」を守るとの規範の指示を忠実にくりかえしながら、さらにそれが「御国のために仕へ」る上級の規範へと審級すると説く訓示にあらためたのだった。

乙竹の稿を最後とした寄稿群のつぎに、「昭和八年一月十日／皇太后陛下御歌伝達式」の式次第が載った。大きく2部——「一、伝達式」「二、御歌拝受感謝講演会」に分けられた御歌伝達式は、名称からしてその主行事となる伝達式は、礼拝堂で午前10時から午後0時30分までで、一同着席ののちに「挙式ノ旨ヲ告グ」「君が代合唱」「遥拝一同」を経て「御歌伝達」があり²、そこでは「御

¹ 大島における修養団についてはひとまず、阿部安成、石居人也「無教会と愛汗—大島青松園キリスト教霊交会の2つの精神」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.121、2009年12月）を参照。

² ここにいう「遥拝」とは「御皇室に向つて」だと特別号掲載の塚本孝次郎「忘れ得ぬ感激の日の日記」に記されている。

歌奉読後御下賜写ヲ一同ニ一部宛交附」され、ついで、野島が代理となって「所長訓話」をおこない、香川県視学の近衛主賢による「皇太后陛下ノ御聖徳ニ就キテ」と題された「講演」があり、そのつぎに「患者代表者祝辞」が披露されて、伝達式の主要な項目を終えた。誌面には、「右之通り莊嚴裏ニ終了ス」との文字が添えられている。

療養所における御歌は、大島のばあい、この伝達式に出席した一人ひとりに、その写しが配られたこととなる。その場に病者は代表者しかいなかった。「患者代表者」にのみ御歌写しが渡ったのか、代表をとおして「患者」のすべてに配られたのか、その詳細はわからない。もっとも、皇太后の1首は、病者そのひとを歌ったり、病者にむけて歌ったりした御歌ではなかったのだが。

引き続いて同じ場所で午後2時から午後4時まで、まず「開会前旧臘財団法人癩予防協会ヨリ寄贈ニ係ル音楽隊用ノ十人組ノ楽器ヲ伝達」し、ついで、「其内容ハ御聖徳ニ関スルモノ、ミ」とまとめられた職員と患者が弁士となった講演がおこなわれた。

なお、「三、其ノ他参考事項」に記されたところによると、

当日ハ患者慰安ノ為メ全部ニ対シ折詰及勅題ニ因ミタル菓子ヲ給与シタル外、午後六時ヨリ感謝映画会ヲ催シ、同拾時終了スとのこと。4時間にもわたる映画上映会をふくめて、ずいぶんと夜遅くまで祝賀行事が続いたわけだ。

◆
つぎに19名による「奉答歌」が載る。冒頭2名には、「書記」「調剤助手」との肩書があるので療養所職員とわかるが（乙竹次郎と川染義信）、ほかのなにもつかない17名はすべて、おそらく療養者である。

「厭はるゝ病の身さへみめくみの／つゆしかゝれるみ代となりけり」とは、職員乙竹の歌。療養者たちが「御国の幸」「み光り」「御恵」「御言葉」「みうた」の言葉を歌に詠みこむなかで、ひとり長田嘉吉（穂波）は、「有難きすめらみくにゝ生れ来し／このさいはひを何にたとへん」と、みずからの生まれ生きる場所を、「皇御国」と詠んだのだった。敬虔なキリスト教徒のはずの穂波の奉答歌だった。橋本栄吉の「つくすへき事しあらねは心より／御国の幸をわれは祈らむ」よりも1字多い国への形容は、御歌にむきあう、そのひと文字分とはいえけして小さくはない奉答の姿勢のあらわれである。

◆
ほとんどが療養者による奉答歌と、これまた療養者によるとおもわれる寄稿とのあいだに、「保育所」による「燿やく 元旦」と題された稿が挟まれている。執筆は、「保姆」の「大濱ふみ」（べつなところでの署名は、大濱文子、大濱ふみ子、とある）。この保育所とは、療養所に暮らす発症者を親とするいわゆる「未感染児童」のための施

設である³。ここに御歌は登場しないが、伝達式執行の時期にみあった、元旦の子どもたちのようすが記録されている。

子どもたちは「天皇陛下様／皇后陛下様／皇太后陛下様」に新年の祝辞をのべ、保姆はまた子どもたちとともに、「社会にはお腹がすいても食べるものもない可愛想な子供が沢山ありますのに、私達はほんとに有難いことでございます」との感謝を捧げる。

三者への慶賀をあらわした子どもたちはこのとき、大晦日には「みんなで自分の悪いところを考へ」、元旦には「そして今日からよい子になることとお約束致し」ていた。歳のかわりめに、いわばひととしての自分の衣替えをしようと誓ったというわけだ。三者への祝賀と感謝の念と、みずからの更新とが、「この新しいきれいな家で寒いことを知らず、饑しいことも知らずに、一つづつ大きくならせて戴」けるという療養所内の環境とが重なり、保姆によって示されたのだった。

ここにいる「年長者」で 13 歳になるという児童たちは、島の療養所内の保育所で「みんなが社会へ行った時のお稽古」をしているのだと保姆によって説かれる。「高等が済んだら社会へ出て働くのねえ。それまで何でも上手になつて置かなか

つたら！」と励まされる彼ら彼女たちには、島をでてゆく将来を展望し得るのである。これもまた、「宏大なる御仁慈」ゆえと、保姆はまとめた。



ついで、大人たちによる寄稿のページとなる。塚本孝次郎の「忘れ得ぬ感激の日の日記」は、伝達式と講演会のようすを伝える。さきにみた、伝達式での「患者代表者祝辞」は北山謙三の弁だったこと、午後の講演会で彼が司会をつとめ、「閉会の辞」も彼によったこと、出演者は、「役所側」から、浅尾（恒一か）と末沢（政太か）で、「患者側」は、大野鶴一、三宅官之治、塚本孝次郎、長田穂波、大塚一の 5 名。

「御歌拝受感謝講演会要旨」には、5 名による稿が載るが、そのうちの 1 つは大野ではなく林健作の署名となっている。じつは、大野のペンネームが林健作だった⁴。大島における自治活動の重鎮と文筆を得意とするものたちの揃い踏みといった観の 5 名である。

掲載順に講演要旨をみると、まず三宅の「皇太后陛下の御仁慈に感泣す」は、療養所の来し方をふりかえる。療養所開設の翌年に大島に来たという古参の三宅が、この 20 年あまりをかえりみて、かつては「世の人は無理解であり、内は荒み切つ

³ 療養所内の子どもたちについてはひとまず、阿部安成、松岡弘之「逐次刊行物があらかず療養者の生一療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」(『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第 11 巻第 1 号、2014 年 8 月発行予定)を参照。

⁴ 阿部安成「自治のレッスンー国立療養所大島青松園関係史料の保存と公開と活用にむけて」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.168、2012 年 8 月)を参照。

て居た患者達に対し、隠忍自重してお返し下された所長殿を始め職員御一同の御苦心の程を深く感謝する」とのべ、いまや「療養所は一大家族の如く平和に、しかも秩序正しく療養に専念して居ることは誠に喜ばしいことであります」と言祝ぐ。こうした好転を三宅は、「是皆大御心の現れであると共に世の御同情の賜であることを深謝」した。



長田穂波「御歌伝達式に列して」は、その掉尾に記されたとおり、「日本の国に生を享け、斯の聖代の恩恵に浴し得ますこと、私共は誠に幸福児であると存じます」と素直に御歌伝達という現時を祝福する稿となっている。

ほかの4人と違い、穂波だけが皇太后などの歌を転載している。まず皇太后のそれを載せたうえで、「御心に燃え給ふ御愛は溢れ溢れて九千万同胞に斯く御求め下さる迄にと拝察仕りまして、真に恐懼に絶えません」と謝した。穂波は、御歌の伝達を、「千代田の大奥より射し来る御光りに照らされまして、癩患者の境遇の空には暗い影が追ひ退けられ喜悅の朗かな明るさが巡つて参りつゝ御座ります」と喩えた。

穂波は、さきのわたしと同じく、「いとはるゝ病になやむ人をまつ」と「^マひた^マふるに云ひな嘆きそいやすへき」の2首を引いた。これらの歌は、病む当人に、「斯の御歌の如く全治薬術の発見も

やがて出来まして、癩の恐怖を人類の上より全く取り去らるゝに至ることを信じて疑ひません」との期待を抱かせもし、また、当然のことすでに生じていた希願の支えともなっただろう。

穂波は御歌伝達に、もう1つの効能を望む。

社会が御仁徳に見習ひます故に、『癩に対する正しき理解』を得ることによりまして、単に癩患者に同情を深くして明るき慰めをば与へらるゝのみならず、その血族に対しても明るき待遇を為すに至りまして、永らく迷信や誤解に排斥されて居りました血涙の苦痛よりも脱し得るであらふことを思ひます。

——「千代田の大奥より射し来る御光り」に喩えられた皇太后の「御仁徳」が社会に知れわたると、それが「癩に対する正しき理解」の普及につながり、それはただ「癩患者」への「同情」を強めるにとどまらず、ここにいう「血族」、すなわち病者の親族の待遇改善にもつながると見通したのである。これは、穂波にかざられず多くの療養者たちが望んだ「血族」に安寧をもたらす1つの方途と期待されたのである⁵。

「来む春をまちて楽楽すくさなむ／うきことこのみの世にしあらねは」と、さきに引用した「かきりなき恵の光身にうけて」の2首には、これらの「御歌の尊さが血族の上に迄も頂き得られますことを思ひましては、有難さに一入に感銘を深くい

⁵ たとえば、阿部安成「自治のデッサン—国立療養所大島青松園関係史料の保存と公開と活用について」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.169、2012年9月）を参照。

たす次第で御座ります」と記して、恵みがわが身よりも血族にとどくようにと穂波は願う。後者の歌にわたしは、能転気な御目出度さがうかがえるとききに記したが、この穂波の文脈をもっと押し広げてゆくと、御歌は、血族の安寧な生活保障を社会に、よりいっそう強く迫れるかもしれない梔子に転じる可能性となるか。

これらありがたい御歌の数々があるからこそ、ということなのだろう、穂波は、「御歌を拝しましては如何なる者と申ましても『何の因果ぞ早く死んで終ひたい』とか『この上は自暴自棄だ』等と申たり考へては、誠に相済まぬ次第である」と悲観や諦念を恣にする療養者に釘をさす。そのうえで、恵みが血族の安寧につながるのであれば、わが身をも粗末にすることはできないというかのよう——「元より烈しき神経痛に悩み、又は種々の思ひわずらふべき問題の加重に押しつぶさるゝ如き場合もありませうが、凡てに最善の道を守りて良く生きぬき度い」との願いと誓いがまざった心情をあらわした。



穂波はまた、「心までやむにあらねは人の世を」と「厭はれし病もいえむ浅からぬ／きみかめくみのつゆしかゝれは」をとりあげる。前者についてさきにわたしは、療養所に暮らす人びとの心情が、歌人にとってはまさに他人事だという趣旨の見解を書いた。穂波はここでは、「斯の御歌の如く」や「〔……〕との御歌の」といったうけ方を記さずに、すぐに、「殊に病者として皇御国の民草に相

違ないのであります」と断言して、「故に心に感恩の念と忠節の至誠とを燃えに燃やしまして、剛健なる皇国心を保ち大君の聖恩に常にこたへ奉るほどの覚悟でありたいものと存じます」と、いくつもの強い調子の言葉を鏤めた文章でその決意を語った。ついで記す意思是、

我らの踏むべき道は近くにある、残されし使命は神の広前に真心もて皇国の御繁栄を祈り上げ聖寿無窮を念じ、同胞の幸福を希願するべきであります。

——彼がここでとりあげた御歌は、心まで病んでいるのではないのだから、この世を憐むことなく春を待とう、厭悪され社会から排除された病ではあるが、天皇の恵みによってそれも癒えるでしょう、と歌っていた。それへの応答が、(1)われわれも国民の一人ひとりだ(ただの国民ではなく「皇御国」のそれ)、(2)天皇の「聖恩」に応える、(3)「皇国」の繁栄を祈る、(4)同胞の幸福を願う、だった。どこに比重があるとみるかで、わたしたちの読み方が異なってゆく。聖恩に応じよう、だから国民のひとりであるわれわれの幸福を保証せよ、となるか、国民のひとりとしてわれわれの生活の遂行の場をともかくも提供した天皇と国に感謝し、その繁栄を願う、となるか。

ただ、いずれにしても、いくにんかの療養者にとっては、あるいは少なくとも穂波にとっては、(ほかのテキストをみれば)、御歌などにあらわされた仁慈への報恩とは、わが身を隔離の場に置き続けることなのである。

穂波が最後にとりあげた御歌は、「病む人の心をくみていゆる日を／あさなゆふなに神にいのらむ」だった。これへの彼の応答は淡泊に見える。

「との御歌の御主旨を頂きて、我らも能く神に祈るべきであると存じます」と信徒である穂波にとって、祈るというとりたてて特別ではないはずの行いをこれからも続けるというだけなのだから。

ただし、彼が「日本は神国でありまして」というとき、その神観念とキリスト教信仰とのあいだに齟齬も矛盾もないようすが、ほぼ一貫してあらわれている。



穂波たちの稿は、御歌伝達式のあとの講演会という慶賀の場でのいわば祝辞である。穂波の稿にだけ「昭和八年一月十日記」との附記がある。彼の稿もほかの4名のそれも、講演会で話したとおりのものか、その場で読みあげた原稿なのか、講演ののちにあらためて整えた稿なのか、わからない。

そうした執筆の具体相がわたしたちにはみえないものの、穂波は自分（たち）の記す文章が力を持つと確信していた。それは、

詩に俳句に音楽に病者の真面目に進出なすべき世界は開かれてみえます。癩者と宗教、癩者と文芸、そこには永遠の生命を刻み込むべき力があると信じます。

との言述にあらわれている。療養所における宗教と文芸は、さまざまにその機能や効果や意味が論じられてきた。いわく、詩は侘しい療養所暮らしの慰安となる、宗教は葬送のための便宜だった、

支配の道具だ、社会に開かれたいわば療養所の窓だ、というぐあいである。穂波の言も、よく言慣わされるところを拾えば、療養者が生きた証としての宗教と文学となるのかもしれない。「永遠の生命」とは、だれの、なにの、どういったようすを指すのか、あらわしているのか、「刻み込む」とは、なにを、どうする力をいうのか。宗教と文芸とは、療養所の、療養者の生を考えるうえで重要な観点となる。

穂波は、御歌伝達を経た「心持ちを記し」た「素直な詩」を載せて「擱筆」した。御歌を得たよろこびを「愛する島の／兄弟、姉妹達」に「いざ、躍らふよ」と呼びかけて伝える。「悲しみや、自棄の／暗い影は……残りなく／消し飛んでしまつたぞ」とのこと。「死なうなぞと／思つては……本当に／相済まぬ、申訳がない」との決意、「喜び勇むで／何時までも……いつまでも／活きぬいて／皇国のために祈らふよ」と勧める詩を載せたその最後に、

真に私共は悲運のドン底より一度に光明の世界に引上げられました。日本の国に生を享け、斯の聖代の恩恵に浴し得ますこと、私共は誠に幸福児であると存じます。謹曰。

と記して稿を閉じた。得がたい聖なる恩沢ゆえに——それは直截には「御坤徳の光明」とはいうも、つまりは皇太后の発する仁慈——、隔離施設のある島が「愛する島」となり、そこで「活きぬいて」ゆく覚悟を獲得し、「皇国のために祈」り、「御皇室……万歳ツ」を唱える療養者が登場したのであ

る。



大塚一が執筆した稿「御歌かしこみて」は、「建国以来稀なる非常時」ととらえる現時を、「満洲国」「隣邦支那」「東洋並に世界平和」「爆弾三勇士」といった時流の言葉をあちこちに配してあらわしてみせる。そうした時世に伝達された御歌はこれまでに、「東京並に奈良の女子高等師範学校に、御下賜遊ばされしをのみ憶え侍る」とその希少性を報せ、感謝する。しかもそうした御歌を受けた自分たちは「我等如き世の嫌み人」なのだから、御歌の「尊き御慰め」の度合いもいっそう高まるとの自覚もみせる。

この時勢にくだされた稀有な御歌に、大塚は「皇太后陛下には神ながらの道にいと御興を持たせらるゝ由洩れ承る」ところに着目する。大塚が看取した「神ながらの道」とは、「神代より伝へ習はしたる御国振」であり、いわゆる三種の神器に籠る「御徳」、べつにいえば「智、仁、勇」、あるいは「正義」「勇氣」「慈愛」の「三つの徳がよく調和したる姿こそ、神ながらの道の誠」だという。

「武士道」にも「大和心」にもつらなる、「花なれば桜」「山なれば富士」にもたとえられるこの「心の業」と、「皇太后陛下の厚き御恵み」とが結びつくと大塚はみている。

このありがたい恵みをうけるわが身をふりかえれば、それは「いたづき〔病〕の身」と、さきの「世の嫌み人」と同様の自覚を示し、報恩の途はというと、それは「神ながらの道を心して踏み、

残りの齢も静かに朗らかに数へん事こそ、せめてもの御奉公の道」との展望をみせたのだった。



塚本孝次郎「感激に鞭打たれて」は、「只々感涙にむせぶのみ」との表現で皇太后への感謝を記し、また、

近来各地に於いて、癩予防とか或は癩救済とか、いろいろの手段方法を以て、御熱誠なる御援助を賜り、物質的にも精神的にも、多大の恩恵に浴しつゝある事実を思ひ、私共病者とは云へ、只安閑として此のまゝ過ごす事の、余りも愚であり、非礼である事を痛切に感ずると共に、叶はぬまでも許されたる範囲に於いて、出来得る限り、奉仕したい、働きたいと、衷心より希ふものであります。

との感慨を示した。奉仕したい、働きたいという強い意思の表明である。

塚本もまたラジオや新聞をとおして「満洲事変」という現状を知り、戦場で「身を君国の生にえと化した、英霊」とわが身とをくらべ、

こうした悲壮極まる事実を、常に耳にし目にしながらも、私共は胸に燃える赤誠の唯一つをだに、実現する事の出来ない事を、心から遺憾に思ふのであります。

と、その欠落、不備を強く悔やむ。ただどうにも、「不治の病者であり、此の事のみは如何に煩悶しても、その目的を達する事は、出来得ないの」だとの苦衷をも吐露したうえで、「私共病者と雖も、それ等多くの戦死者以上の功労に、人間としての

花を咲かせ、身^{【マ】}を結ぶ事は同様に、許されて居る事実であります」との考えを説く——それは、即ち人間としての義務を遂行し、病者として特に与へられたる、同病相愛の実を挙げ、以て報恩の万分の一なりとも答へ奉るこそ、私共が唯一の使命ではなからうかと思ふのであります。となる。義務、報恩、使命という言葉で説かれるところは、「同病相愛」にゆきつく。それは、療養所のなかでしか果し得ない、大島のうえでのみ果し得る果報なのだともいえよう。



大野鶴一＝林健作の稿は「大調和の国・日本」と題された。ほかの4名がみな、「恐れ多くも、皇太后陛下」「皇太后陛下の」「雲の上のやんごとなき方々の」「顧みますれば、先年畏れ多くも」と書きだし（話しだし）ていたところ、この最後におかれた林の稿は、「弱い人間がたよりなくとぼとぼと歩いてゆく足どり…それは人生の最も淋しい場面でせう」と始まった。4段落11行を綴ったうえでようやく、「皇太后陛下の御歌の御ころを」となるこの冒頭部分は、なにをのべているのだろうか。

この独白といえる4段落の最後は、「いろいろ言ひますけれど一切の人類は睦み合ひたい——よりよくなりたと思ふ心で一杯だと考へます」の1行のみ——相互の睦親。

第3段落はその冒頭の1行で、「ほんとうは人々は同じ様に睦み合ひたいのです。みその、愛の郷が建設せられなくてはならないのです」と、こ

こでも相互の睦親がうったえられる。低気圧の喩えをもちいて不調和を示すが、そうした「必然的な根拠をもつて醜い争闘や苦痛、苦悩が確にあるとは思ひます。併しそれらは矢張り大調和への行進曲であると思ひます」と、弁証法様の思考とも反転への展望ともいえる期待、あるいは確信をみせる。

そのまえの第2段落は、水も気圧も自然と「平均」にいたり、「一ケの振子も加へられた運動と力に依つては精力ある限り動きますけれど、やがて静かな位置に復ります」と静止というよりも静謐というべき情態を想定しているようにみえる。

「静かな位置」とは止まっているようすというよりも、動いていてもしかし、それはひっそりとした静かな動きということだ。

そしてさきにみた第1段落で、ひとの人生にさびしさがあるとき、「よしんば自分がつまらない地位に在るものとしても、せめて何とか仕てあげたい」との「誰しも思ふ」気持ちをとりあげて、「その念ひが实际的に行動に表はされてこそ、人間の生きてゐる美しさ尊さが在るのだ」と、さきのさびしさに対置されるひとの人生の美や尊厳の所在が確かめられる。



こう思念する林にとって御歌は、「大切な人類の所有物を失はんとする現代人に、人類の生存意義が大調和に在り、それを具現する国が日本だと云ふことを一切の人類にお呼びかけになつてゐるのだ」との警告と使命を伝える標となった。

自分たちは病んで療養所にいるが、広く社会にもまた病むものたちがいる、それが「文明病患者」であって、「徒らに自己の大を誇り、特権・優位を利用して、利己的打算と自我的偏愛に走らんとする」ものたちが跋扈する、それへの「警鐘」として彼は御歌をうけとった。

だが、いわばこの社会批判の芽はそれ以上にはふくらまずに、「私共も量り知れないこの、みめぐみを真実腹の底から嬉しいと思ふなら一又嬉しいのは当然ですが一それこそ出来るだけの力を併せて、力一杯に御心に応へるの覚悟（態度）こそ大切だと思ひます」と、病んで療養所に生きるわれわれの課題として考えようとする——「我らは又我らとしてこの我らの社会に於てそれをなさなければならぬと思ふ」。

さきにみたとおり、御歌のなかには、病む肉体とそうでないところとを分けた歌があった（「心までやむにあらねば」「心だにきよく持ちなば」）。それに呼応するかのように林は、自分たちが生きる場所で「御心に応へるの覚悟（態度）」を闡明にするというとき、「それが一心まで病むに非らざる一私達の生きてゆく道だと思ひます」と宣明したのだった。こころを病むのではないという主張は、「利己的打算と自我的偏愛に走らんとする文明病患者」ではないとの自己診断にも聞こえる。

林も他の弁士同様に、現時が「世は挙げて必逼したる社会状態に在つて非常時の警報がかゞげられてゐる」と知るとみせる。だから、「私たちどころの騒ぎでないとと思ひます」とわかるともいう。

だが、「であるのに祖国日本は」と林は記してしまう。

林の稿は、残り 2 段落 3 行。

皇太后陛下より享けためぐみは祖国の光りです。世界の注目の的となつてゐる日本よ！愛をもつて貫く厳然たる国家に理屈と打算の矢がどうして立とう。

とはやはり、林の思念は祖国日本にむけられているようだ。そして最後の 1 行が、

御歌を拝しつゝいろいろ考へましたが大調和の国・日本を心からうれしく思ひました。

と祖国日本を言祝ぐ。だが、この演題にもある「大調和」とは現時での達成ではなく、今後の切実な課題ではなかったか。



「病者としての本分を守りたきものです」との目標を掲げた三宅は、所長代理である野島の指示に素直に応じたとも、そうすることがまさに自分たちの分をわきまえることとわかっているといつてみせたようでもあった。

長田は皇国に生きる民として皇国心を持とうと宣べられ得るわれを祝福していたようにもみえる。「神ながらの道」を歩もうとする大塚、「同病相愛」の達成をわが使命とする塚本——これら 4 名とは違って林はただひとり、御歌を祖国日本を改良する梃子として活用し得るとみせた、とわたしは考える。ほんの小さな芽かもしれない林の思念は、御歌という療養所に蒔かれた種子から発芽したのだった。

◆

「感想集」と題されたページには、6名のおそらく療養者による稿が配されている。

林焯石は、おそらくさきの林健作とは別人である。「御歌を拝して」の表題をつけた文章は、「愛は無限なり、絶対の愛は鬼神を泣かす、畏くも皇太后陛下より、御下賜に相成つた、御歌を」と始まる。彼もほかの療養者同様に、「此の大御心に対して如何に御答へ奉るべきか」と自問するも、やはり「身病魔に苦しめられる私はその道を知らない」と、いったんはその問いを突き離す。

そのうえで、示す報恩の途が、皇室の繁栄と9千万同胞への天恵とを「祈る祈禱の生活」であり、療養所で「同病相愛の誠心を培ひ育て、総親和総努力の実を結」べるよう努めることだという。「相愛」は大島でこれ以前にもこれ以後も言慣わされる規範であり、「総親和総努力」は大島にも支部がつくられた修養団が指針とする標語である。

すでに療養者たちが馴染んでいる語を借用する林はとくに、「心まで病むにあらねは云々」の御歌に感じ入ったようで、それを反省のきっかけとして、「身は病魔の為に日毎に重り行きて見る影もなく朽ち果つるとも、心は健全にありたい」と「宗教的修養」を「病める我らが務め」と記した。

藤田薫水「感想」は、御歌がもたらす「喜び」は、それを「故郷に聴く血族の喜び」ともなるとの感動をあらわにした。

「御歌を拝受して」と題した稿を寄せた峠八十二も、さきの林焯石とおなじように、わが身の病

を言挙げして、「如何に病気の為とは申乍ら」との留保をつけつつ、病むわれわれは「義務さへ果す事の出来ない大不忠大不孝者」だとの劣位に自己をおいた。そうであるからなおのこと、「結構なる療養所に於て療養を受る事の出来る事」に感謝をあらわす。

彼もまた「同病者相あはれ」むことを課し、そして「懸命に治療を受け、あたへられし使命を全うし」ながら、「癩撲滅」を期待するのだった。

◆

尾崎武雄「御歌を賜はりて」も、療養所で療養できる「我等病者は何と、有難い事ではありませんか」と「御歌を拝受するに当り」あらためて感謝し、藤田兵吉「御詠歌を拝し奉りて」もまた「大御心」に「感激」し一編の詩を記す。藤田の詩は、「病めるが故に」「聖代の御世の、御恩沢を」「その深さを……今ぞ知り得る」とわが身への自覚をあらわす。「日々に朽ちゆく」病身のわが身は、「この御鴻恩に……何を以つてか？ 報ずべき」と問い、

今の我には……

……唯！……

与へられし、

孤島の一隅が、

こよ無き……

我等の園となし、

御国の幸を……

ことゝはに、

祈り奉る、こそ、

病める我等の、

使命なれ……………。

と感激し、感謝する「病める我等」のなすべきことを示した。

「病める」とは、「未だかつて一度も心から笑へる様な嬉しさを持たなかつたとも言へる」とふりかえる中原緑園は、皇太后の「御威徳」「御恩寵」によって「漸次に春の如きゆとりのある、喜びの人生と変り来た」とのよろこびをあらわす稿に「歓喜の春」と題をつけた。彼もまた「大御心に報ひ奉る」には、「日夜病苦と闘ひつゝ、朽ちゆく骨肉を忘れて、枯死せぬ魂に磨きをかけて、よりよき人生を悟り、残る生命を有意義に、霊的の使命に活かされる事」だという。

「神国日本精神を実現化した」御歌を「世界に比なき皇国のみ光」とうけとった中原は、

此皇国心に副ひ奉らむとする、我々はたとへ病みたりとも、精神的の病気から脱して、国家に赤誠の祈りを捧げるこそ、人として又皇恩に浴する病者としての義務である。

ともいう。



療養者の多くが、病身というわが身を自覚し、その身から御歌に偉大な深甚なる仁慈を仰ぎみて、朽ちるわが身をもってそれにどう報いるかを表明する。身は朽ちるとも、こころは健全だとの自負ないし目標を掲げ、祈りという修養と、皇国日本の臣民として療養するという務めに忠実であろうとしたのである。

御歌の代表である皇太后の歌は、療養所にはゆ

けないわれと、療養所に出向いて療養者を慰める彼ら彼女たちの友となるものたちをあらわした。この友はおそらく、いや間違いなく、病者ではない。皇太后の歌は病者を描いてはいない。彼女はまた療養所にはゆかない（ゆくことがむづかしいのだから）。友となって療養所へゆけと命じてもいない。ゆけとは明示せず、ゆかずとも、ともかく、慰めよ、と指図し、療養所に生きる療養者へ、という方向を指示したのである。皇太后の御歌はいわば指南車となって、つねに、療養所に生きる療養者へ、という方向を指している。だが、その当の療養者がこの御歌には不在なのだ。

歌われなかった当事者は、しかし、御歌に感激し、感謝し、さらには、それを介して自己の造形を図ったのだった。

この特別感謝号は、友となるべきものたちよりも、慰められるべき病者たちに多くのページが与えられ、多くのものがそこで報謝を誓ったのだった。



この特別号には韻文のページも多い。9名による詩、31名の和歌、9名の短歌、27名による俳句が載る。感謝、歓喜、幸福の詩（中原緑園「歓喜」）、総親和総努力の呼号（林焯石、無題）、「常に正しく心たまちなば」（東條「恵み」との主張など、これまでみた稿に記されたところと同様の詩があるなかで、漏月の「故郷の正月」は異色だ。

白駒の隙に過ぎ去つて

思ひ出多きお正月

村の軒端の松竹梅
 旭のみ旗翔つているようだ
 あけましてお芽出たう
 食卓かこみ屠蘇祝ふ
 雑煮の香鼻つくようだ
 村の乙女の心は踊つてる
 燃えたつような友禅模様
 モ、ワレ姿の優し乙女
 愛の満ちたる故郷の空よ

とは、かつて暮らした故郷での正月の思い出をうたっているようだ。そして最後の1行、「異郷の土地が恨めしい」。「異郷」とは故郷ではない、ここ療養所を指すのだろう。特別感謝号で異彩を放つ1編の詩だ。

もう1編、谷角夜潮の「鶯の歌」を聞こう。
 霞棚びく奥山の／清き谷間の老杉に／私と姉と
 妹は／一緒に仲よく両親の／元で育つて居りました。／青みを帯びた谷水は／白ねもす清い音たてゝ／岩に砕けてゆきました。／谷間のそばの笹藪で／私は姉と妹に／振える声をはりあげて／歌を唄つてやりました。／姉と妹はその歌が／唄へないのが口惜しいと／いつも嘆いてをりました。／姉は谷間の白百合が／好きだと云つて朝々を／花を尋ねにゆきました。／妹は崖に咲いてゐる／赤いつゝじが大好きと／いつも遊びにゆきました。／或る暖かい春の日に／私は家を出でました。／只ふらふらと幾日を／花に遊んだその揚句／或る日のことに友達の／歌を聞いているそのうちに／私は人に捕へられ／籠

の中にと入れられて／人の里へと出でました。
 ／この家の主人に愛せられ／なに不自由はないけれど／花の匂ひに曇る日や／広い青空仰ぐ日は／殊に故郷がなつかしく／谷間のそばの笹藪で／唄つた歌を思ひ出し／ひとり淋しく啼きます。



この詩もかつての故郷をおもう。それは両親と姉と妹のいる和やかで朗らかな暮らし。その家を出る。理由は記されない。ただふらふらと。そして囚われとなるが、なぜか不自由はない。しかし故郷は懐かしく、さびしく啼いているという、これまた感謝の場にはふさわしくない詩に見える。

ここには4つの歌が描かれている。かつて姉と妹にうたって聞かせた歌、しかし姉と妹にはうたえない歌、囚われるきっかけとなった友だちがうたった歌、いま思い出すかつてうたった歌。この詩は鶯がうたうのだろう。故郷うたった歌をさびしく思い出しながらいま啼く詩だ。

この詩が載る特別号の目的は感謝にある。それも御歌への報謝である。ところで本号に掲載された御歌はいくつなのだろうか。皇太后のそれが別格として1ページに1首だけ配され、ついでそれをおなじ級数の活字で、1ページに2首ないし3首の計7首、つぎに、それらよりは小さい級数の活字で1首1行となって3ページに47首が載せられている。おそらく御歌は大きい活字で印刷された8首なのだろう。「御」をつけるかどうかはともかくも、ここには複数の歌がある。

鶯のうたう歌もまた、いくつもあった。うたわれた場所も状況もさまざま、しかもなかにはうたえずに悔しい思いをさせる歌もあった。歌を吟味せよ、歌をあらためよ、歌を審問せよ、と鶯は啼いている。

和歌を1首——「よしや身は日々くつるともみ恵に／心たゞしく強く生きなん」(筒井一心)、短歌も1首——「感謝する後から急にこみあげて／来る報国の二字に血迷ふ」(中原緑園)、俳句を2句——「春風の中やかほれる島一つ／泣やめて笑ふ小供や独楽廻し」、どちらも穂波の俳句。彼の句は瀬戸内海と子どもを詠むのがよい。



特別感謝号にも通常号同様に彙報欄といったページがある。それが「癩予防講演会」と題された1ページ下段の数行である。3月9日に香川県の議事堂で癩予防講演会が開かれ、「癩予防の切実にして急務なることを説かれ聴衆に多大の感銘を与へ、昼食後各療養所の実況の映画」があったという。いわば、啓蒙啓発活動の一端なのだろう。

この号には「編輯後記」もある。本号も予定のとおりとはゆかず発行「期日を延期」せざるを得なかった。とはいえ、「この小誌を世におくることは執筆をしたとせぬにかゝらず、この島として一世の光栄であると存じます」と。

最後に同欄は、「私達のよきお父様である小林

所長の愛娘」の逝去を伝え悼んだ。

さて、『藻汐草』第4号を4月1日に発行予定としていたが到底まにあわず、原稿締切を4月15日に延ばして、5月15日を発行予定日にしたという。さきまわりして、少し意地悪く次号の奥付をみれば、それは5月30日となる。



ここで荒井裕樹の論考を参照しよう。彼の著書『隔離の文学—ハンセン病療養所の自己表現史』(書肆アルス、2011年)の第5章「御歌と〈救癩〉—近代皇族の文学はいかに問い得るのか」である⁶。

なお、荒井はわざわざ「御歌」に「おんか」とルビをふっているが、『藻汐草』特別感謝号には「み歌」「お歌」とみえる。貞明皇太后の歌を刻んだ歌碑は「おんかひ」だろうが、歌は「みうた」でなかろうか。

荒井がとりあげたテキストは、東京の全生病院で発行された『山桜』である。その1933年2月号が「御歌奉戴記念号」となった。

荒井は、「皇族による文学の社会機能論を開く端緒」として皇太后のくだんの歌をとりあげると課題設定をした。さきに『藻汐草』にみたとおり、当時においても癩にかかわる皇太后の御歌といえ、ば、「つれづれの」の歌1首だった。荒井はまずそれ以外にもあった皇太后の御歌4首に着目す

⁶ 初出は『文学』第7巻第6号(2006年)。なお荒井のこのすぐれた著書についてはべつに批評する予定。

る。それらは、「貞明皇后が直接患者を憐れみ、その心中を押し量った歌」だととらえ、「忘却された四首」（厳密に言えば三首のはず）と「絶対的影響力を後世にまで残した御歌との決定的な差異といえ、貞明皇后と患者との間に媒介者を設定するか否かという点にある」と分析した⁷。くだんの御歌は、「貞明皇后が直接患者を憐れんだ歌ではなく、隔離政策施政者を「行くことかたき」貞明皇后の慈悲の媒介者として承認した歌」というのだ。

ここで荒井は、丸山真男の「超国家主義の論理と心理」を参照し、「〈準主体〉」という概念を設定した（以下引用にあたって荒井がもちいたく）記号は省略することがある。「救癩」の「準主体」として皇太后や「隔離政策施政者」をおき、他方で「患者」を「その者に慰められる〈客体〉」と配した⁸。くだんの御歌は、このとおり「明確に分離・序列化し、前者〔準客体〕を権威化する機能を果たしているのである」と説いてみせた。



関係者の配置をこのように定めたうえで荒井は、『山桜』に記された「患者」の文章からその

「心理」を読みとる。当該テキストに「自己卑下」と「儀礼的常套句」があることに着目したうえで、1つに、「患者が自己の存在価値を低く見積もるほど、逆に貞明皇后の慈悲に搦め捕られ、皇后に接近できるとする意識」があり、もう1つに、「皇室を賛美する儀礼的常套句が、患者達のある種の屈折した役割意識を伴っている点」を指摘する。

荒井が記した「迫害された者が自己の価値のなさを卑下的に吐露した肉声」といい得る文言は、さきにみたとおり『藻汐草』にも載っていた。それをわたしは、より劣位にあると自覚することが、よりいっそう隔離施設である療養所環境の讚美するその是認につながるとみた。荒井のいう「儀礼的常套句」とは、たとえば「御皇室の絶大な御恵沢を謝し奉り」といった言辞で、これまた『藻汐草』誌上にも頻出した。

荒井の印象に残る喩えを引用しよう——「まるで患者たちは自虐的な肉声で身体を切り刻み、儀礼的常套句を呼び水にして、貞明皇后の慈悲をその傷口から取り入れようといしているかのようである」。言葉づかいの妙が羨ましくなるような喩えであるが、これでは議論が転倒するだろう。

⁷ 荒井は「貞明皇后」と記し、『広辞苑』（第6版）もそう項をたて、また彼女の諡もそうなのだが、1926年に「皇太后」となって1951年に亡くなるまでは「皇太后」であるはず。

⁸ このあたりの荒井の議論にはいくらかの混乱がみられる。忘れられた御歌3首は「貞明皇后が直接患者を憐れみ」、くだんの御歌を「貞明皇后が直接患者を憐れんだ歌ではなく」ととらえ、後者では「貞明皇后と患者との間に媒介者を設定する」ととらえたところに荒井の冴えがあった。ついで丸山の議論を参照したからには、皇太后を主体とみることはできなくなる。そのうえで、「患者は〔中略〕貞明皇后および媒介者によって一方的に慰められる」としてはまずいわけで、ここで御歌に即して議論するときにはあくまで、「媒介者によって一方的に慰められる」としなくてはならないはずとおもう。

すでに慈悲は垂れられたのである。それを介して療養者たちが自己をどうみるかとともに、その恩にどのように報いようとのべているかをみた方がよい。確かに「形式的」な、型にはまった言辞がテキストには頻出する。その形式や型からなにを考えるかが論点となる。



もう1つの「患者たちのある種の屈折した役割意識」とは、「撲滅されるべき〈客体〉となるべく〈準主体〉的に尽力するという患者の自意識」だという。まず、「施政者側の視線で見れば、患者は撲滅されるべき〈客体〉であった」という観念の過誤を指摘しよう。荒井の引用部を転載すると、「癩病は皇国の日章旗を汚す国辱的な汚点である、と曾て光田先生は仰言られました。これこそ実に桜咲く皇土に呪はるべき存在であり、一掃すべき陰影であります」「この無限の御仁心に擁せられし私達は今より一層祈りの生活に精進して、一日も早く桜咲く皇国日章旗の汚点を雪ぎ、一日もはやく天壤無窮の邦土より忌はしき暗影を一掃し」——後者の引用部だけでは判然としませんが、前者ではあきらかに「呪はるべき存在」「一掃すべき陰影」とは「癩病」である。療養者の切なる願いは「癩撲滅」にほかならない⁹。

また、療養所に暮らす療養者たちは、客体とし

てのみ生きたのだろうか¹⁰。荒井は、「患者は貞明皇后によって直接推し量られるに足る内面を有した者としてではなく、貞明皇后および媒介者によって一方的に慰められる、いわば皇恩という光を反射し可視化するための鏡としてのみ存在する」とも記した。この指摘は、御歌をめぐる議論という限定がつくのか。丸山の議論を援用したうえでなのだから、そうではなく、「患者」について考えるときの基軸となるはずだ。皇太后ならびに皇室による「救癩」のもとでは、また、それとの組みあわせで展開した隔離予防体制においては、「患者」は客体としてのみ生きられたとなるのではないか。

そうしたときに、まさに療養所において書くということ、「自己表現」（荒井の著書の副題）するということどのように考えるかが、課題や論点となるはずだとおもう。



さて、荒井は「重要なのは、この複雑に屈折した患者の自己認識がいかんにか形成されたのか」と議論をすすめる。ここでもさきの「撲滅」の議論が登場する。「隔離政策は文明国を自認する日本が国家の対面をかけた事業であった」のだから、「ハンセン病患者は早急に消滅することを望まれていた」という。他方で、「貞明皇后の慈善事業の中

⁹ ここでは課題としてあると示すにとどめるが、撲滅の対象となる「癩」と「患者」の混同は、徹底した癩そしてハンセン病政策への非難や糾弾がもたらした運動と研究による悪影響のようにおもう。

¹⁰ ここには丸山の議論の性急な適用があるように感じる。

心」となった「救癩」をとおして、「あくまで皇国の臣民である彼ら〔患者〕に対する国家の姿勢が〈一視同仁〉の試金石になるという矛盾した存在となったのである」ととらえる。この「〈一視同仁〉の論理」が、さきの問い——「患者の自己認識」の形成理由だというのである。

「その矛盾を解消するためには、患者に臣民としての忠誠意識を抱かせたまま、自ら「汚点を雪」がせる必要があった」「この矛盾を止揚するためには、自己の存在を自主的に否定する以外に方法はない。結果として自己の消滅を希求するという歪んだ形をとるのである」と言葉をかえておなじ論理が2度示される。だが、さきにみたとおり雪がれるべき一掃されるべき「汚点」が「患者」ではなく「癩病」であるかぎり、ここにいう自己否定は観察できないはずである。

荒井は、「〈客体／準主体〉が複雑に混合された患者たちの意識は、そのような最底辺の臣民意識の現れであったとも言えるだろう」ととらえてみせ、アジア・太平洋戦争における沖縄での「集団自決の強要や、スパイ嫌疑での虐殺」を参照させ、「被害者と同じ共同体の住民が、皇軍兵士に「臣民」たる証を示すために協力的な立場で関与していた（せざるを得なかった）」「これなども皇民化政策の従順な〈客体〉であることを〈準主体〉敵に表明するために自己破壊的な衝動に駆られたという点において、上記のハンセン病患者の心理と通ずるところがあるだろう」と附記している。

なお、荒井のいう「アジア・太平洋戦争」とは

1941年12月8日以降の日本の対外戦争を指す。

だが、「最底辺」「苛酷な境遇に置かれた人々」とはだれを指すのか。「ハンセン病患者」「被害者」「被害者と同じ共同体の住民」が同列にならべられる単純化がここにはある。「撲滅されるべき〈客体〉となるべく〈準主体〉敵に尽力するという患者の自意識」という分析は、一見魅力あるが、実証においても論理においても、これは危うい。



荒井は、「患者たちの自己認識にも、アジア・太平洋戦争の勃発を契機として、重要な変化が生じてくる」と観取する。「未だ救済=撲滅されずにいる「大東亜三百万の癩者」たち」を知り、彼ら彼女たちにも「御歌」の恩恵を伝えようという意志」の登場をふまえて、「自己の外部に「大東亜三百万の癩者」という更なる〈客体〉を作り出そうとしている」ことにより、「かつて〈客体〉として規定されていた患者たちは、ここでは明確に〈準主体〉の位置に登ることを希求」するととらえ、1941年12月8日以前の「隔離撲滅の従順な〈客体〉へと〈準主体〉的に参加すること」から、戦争勃発後にそうした「参加」では「歯がゆさや物足らなさ」を表明するものたちが「貞明皇后の意志に対し」、また「〈聖戦〉遂行」に「〈準主体的〉に寄り添おうとする心理」への変化が観取されたのである。しかもこうした心理は「満蒙開拓青少年義勇軍」や「大日本婦人会」等にも通ずる」と議論は広がり得るというのである。

戦争が療養所に暮らす療養者の自己認識に影響

を与えたことは確かである。それを 1930 年代と 1940 年代とで分けることも必要である。では、1941 年以降の「〈聖戦〉遂行」にむけて、「未だ救済=撲滅されずにいる「大東亜三百万の癩者」をあらためて知り、それを御歌を介して〈客体〉化するとともに自己を〈準主体〉化するといっても、これは想念における「〈聖戦〉への参加」なのであって、依然として動員され得ない自己を痛感することとなるのではないか。この点は、少国民とも銃後の婦人とも異なる。彼ら彼女たちには、工場での労働、隣組単位の消化訓練、千人針や儉約などをおして動員され得たのである。療養所における総動員はもっとていねいに事象をとらえ、論点を提示した方がよいとおもう。



荒井の結語を、「結びにかえて」の節にみよう。1 段落 5 行のまとめである。

以上見てきたように、貞明皇后の御歌は、隔離政策施政者に対しても、また患者に対しても、国策へと参加する〈準主体〉意識を喚起するものとして機能していた。厳格に隔離された患者たちは、〈国家奉仕〉が叫ばれる戦時下において、実質的には何らの〈奉仕〉をも果たすことはできなかつた。しかし（だからこそ）、このように最も疎外された人々が発した言葉の中に、当時多くの人々が複雑な形で抱いていたであろう〈国家奉仕〉への欲望の、最も露骨な姿が立ち現れてくるのである。

——「厳格に隔離された患者」というときの「厳

格」とはなにを指すか、そこに生きる「患者」とはなにものだったのか。「最も疎外された人々」というときの、「最も」という度合いはなにによって、どのようにはかられたのか。おなじく、「最も露骨な姿」というときの最上級も。

丸山を引きあいにはださずとも、療養所に隔離された癩者を考えるとき、主体、客体、「準主体」という観点で議論したくなる気持ちはよくわかる。だがやはり、「ハンセン病患者たちの自意識を巧みに回収したこの歌」「貞明皇后の慈悲に搦め捕られ」というときの「回収」や「搦め捕られ」の度合いをきちんと論じなくてはならない。たとえばわたしが『藻汐草』にみたとおり、療養者たちは御歌を介して「歌」にはその詠み方、その吟味の仕方があると、あらためて知ったのである。短歌であれ和歌であれ、それは療養所に生きるものたちのいくにんかにとっては、すでに馴染みのある表現手段だった。そこに高貴な聖なるものが入りこんできたとき、もちろんそれに感謝感激、欣喜雀躍したのだが、ささやかながらも、御歌が隔離という規範を再考するきっかけとなったようすを見逃さないようにしたいとおもう。

最後に一言——ここで参照した荒井の著書の章には、くりかえせば、「近代皇族の文学はいかに問い得るのか」との副題がつけられていた。初出時の副題は「貞明皇后神格化と御歌の社会機能を巡って」となっていた。これが、近代皇族の文学と病者（または、癩者、または療養者）と戦争、あるいは、近代皇族の文学と病者の応答、となっ

ていたら、議論により即した副題だったとおもう。



大島療養所と全生病院以外の療養所での逐次刊行物が御歌伝にどう応じたのかをみておこう（逐次刊行物は国立ハンセン病資料館図書室で閲覧した）。

まず、北部保養院。同院を母体とした国立療養所松丘保養園の『国立療養所松丘保養園 60 周年記念史』（編集発行国立療養所松丘保養園、1969 年）に収録された「年譜」には、1932 年 12 月に「皇太后陛下ご下賜「らい患者を慰めて」なるお歌を拝戴す」との記述がある。北部保養院内甲田の裾社が発行所となっている逐次刊行物で 1933 年 2 月に発行された『甲田の裾』2 月号には、「御歌集謹写の辞」が掲載されている。ただし同誌は特集号や特別号を編んではいない¹¹。

つぎに、国立療養所長島愛生園。『長島愛生園 30 年の歩み』（発行人国立療養所長島愛生園園長高島重孝。同書は印刷が 1961 年 8 月 1 日、発行がその前年 1960 年の 11 月 20 日となっている）収録の「年表」には、1932 年 12 月 25 日に「皇太后陛下御下賜に係わる『らい患者を慰めて』なる御歌を拝戴した」との記述がある。同園では逐次刊行物『愛生』が 1931 年 10 月に創刊され、第 2 号が翌 1932 年 3 月、第 3 号が同年 12 月、第 4 号

が 1933 年 8 月に発行されるも、とくだん、御歌の特集はみえない。

九州療養所をみよう。国立療養所菊地恵楓園が 2009 年に発行した『百年の星霜 国立療養所菊地恵楓園創立百周年記念誌[第二部]』（編集制作は熊日情報文化センター）に収録された「菊地恵楓園年表」では、1932 年 11 月 10 日に「貞明皇后より「つれづれの友となりても慰めよ行くこと難きわれに代りて」の御歌を賜る」との記述がある。また、『発展無限 国立療養所菊地恵楓園創立百周年記念誌[第一部]』（編集制作、発行、発行年は同前）は、その表表紙からページをめくると、まず扉、ついで園長のあいさつ、「菊地恵楓園全景」写真、「園内案内図」となったそのつぎに、「貞明皇后御歌」が記された額の写真となっている。21 世紀の療養所内刊行物でこうした構成はめずらしい。

それはともかく、九州療養所で発行されていた『檜の影』第 7 巻第 3 号（1933 年 3 月）の「短歌雑詠三月集」には、内田守人選として「御拝受式にて」「御奉答歌」と題された歌が掲載されている¹²。またこの号の「短歌会報（其の二）」には、「因みに檜の影二月号は大宮御所御詠歌御下賜奉答記念として発行さる、職員側の奉答歌十七名、患者側の奉答歌六十五名とし、其の他記事に

11 同誌の表表紙をこの前後の号にみると「明治天皇御製」の「道」と「波」と題された 2 首が掲載されている。同誌の 1933 年 2 月発行号の編集兼発行人は稲田与次郎、印刷所は東奥日報社印刷部。

12 同誌同号の編集兼発行人は玉木虚児、印刷者も同人、印刷所は自治会印刷所で、発行所は檜の影会。

於ては内田先生の「御詠歌謹講」、下瀬主事殿の「大宮御所御詠歌拝受の感想」、熊本医大教授加藤博士の「感想」、並に島田尺草氏の「大御歌を拝して」等、歌人の記事すこぶる多く、感激の度を推して知るべきである。以上」と記されている。なお、国立ハンセン病資料館図書室、国立国会図書館では、この『檜の影』2月号が欠号となっている。

(本稿は、2014年度滋賀大学サバティカル研修制度、2014年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」、福武財団第9回瀬戸内海文化研究・活動助成「ハンセン病療養所に〈話のアトリエ〉を編む」(研究代表者石居人也)、2014年度科学研究費基盤研究(C)「20世紀日本の感染症管理と生をめぐる文化研究」(課題番号26370788、研究代表者石居人也)の成果の1つである)